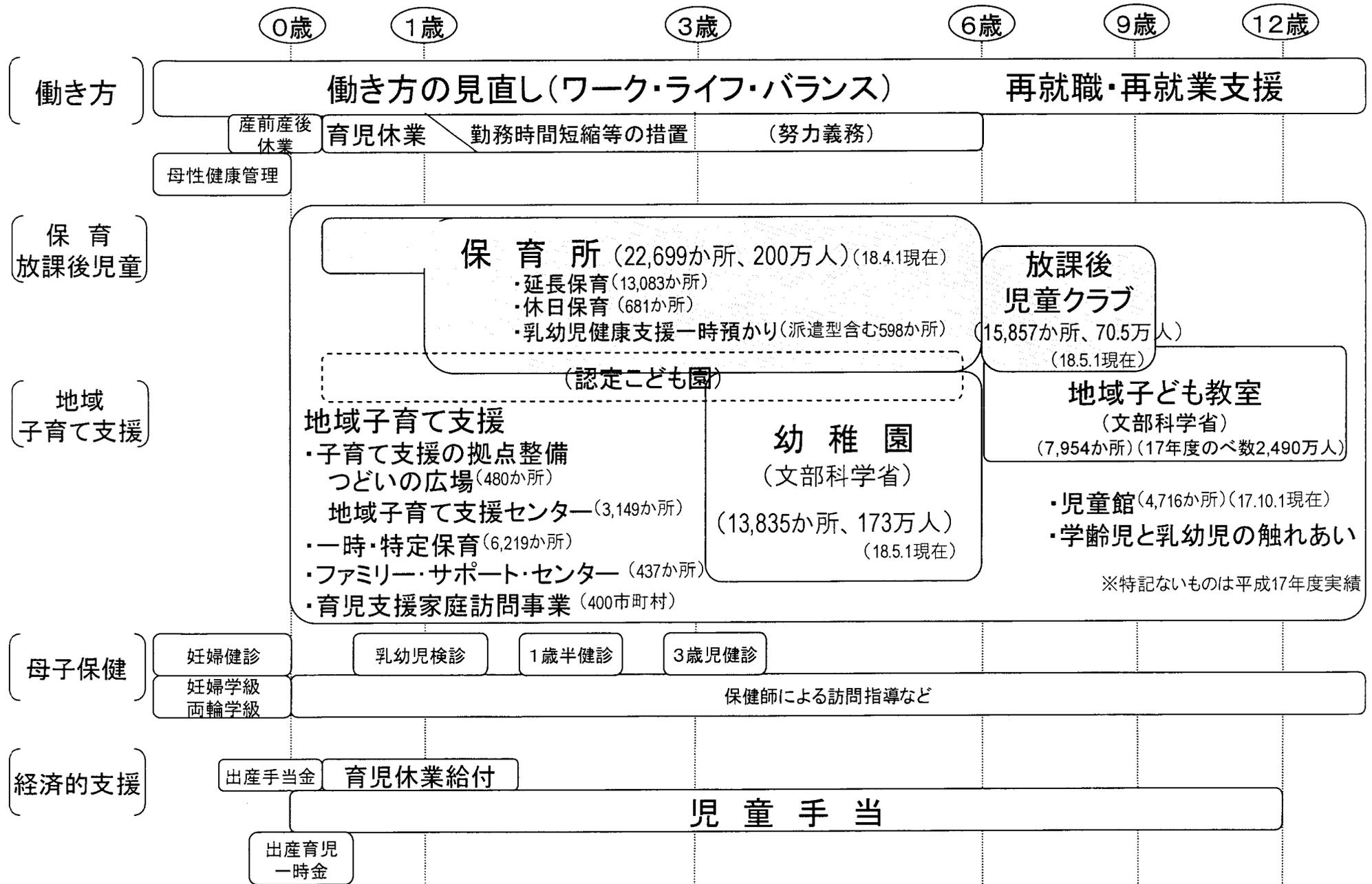


地域の子育て支援に関連する施策について

厚生労働省

次世代育成支援対策の全体像



地域子育て支援事業の取組の現状

	《事業名》	《事業内容》	《16年度実績》	《17年度実績》	《子ども・子育て 応援プラン目標値》
拠点・居場所	つどいの広場	子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流のできる場として、公共施設内や商店街の空き店舗など身近な場所に設置	154か所	480か所	1,600か所
	地域子育て支援センター	保育所に併設、または単独で設置され、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を実施	2,782か所	3,149か所	4,400か所
預かり	一時・特定保育	保護者の急病や育児疲れに伴う一時的な保育、パート就労等に伴う週2,3日など柔軟に利用できる保育の提供	5,534か所	6,219か所	9,500か所
	子育て短期支援事業	親の疾病や出張・残業、冠婚葬祭や育児疲れなどの場合に、児童養護施設等において、児童の短期的(7日以内)又は夜間の預かりを実施	ショートステイ 364か所 トワイライトステイ 134か所	ショートステイ 485か所 トワイライトステイ 270か所	ショートステイ 870か所 トワイライトステイ 560か所
訪問支援	育児支援 家庭訪問事業	出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術支援を実施	96市町村	400市町村	子ども・子育て 応援プランでは 全市町村での 実施を目指す
相互援助	ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等を有する子育て中の親などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を実施	344か所	437か所	710か所
(参考)	延長保育	11時間(基本開所時間)を超えて保育時間を延長	12,954か所	13,083か所	16,200か所

地域子育て支援事業の制度的な位置付け

平成15年に行われた児童福祉法改正によって、子育て支援事業及びそのコーディネートの実施が市町村の責務として位置付けられた。

第2章 福祉の保障 第2節 居宅生活の支援 第2款 子育て支援事業

(市町村の責務)

第21条の8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようによりすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第21条の9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

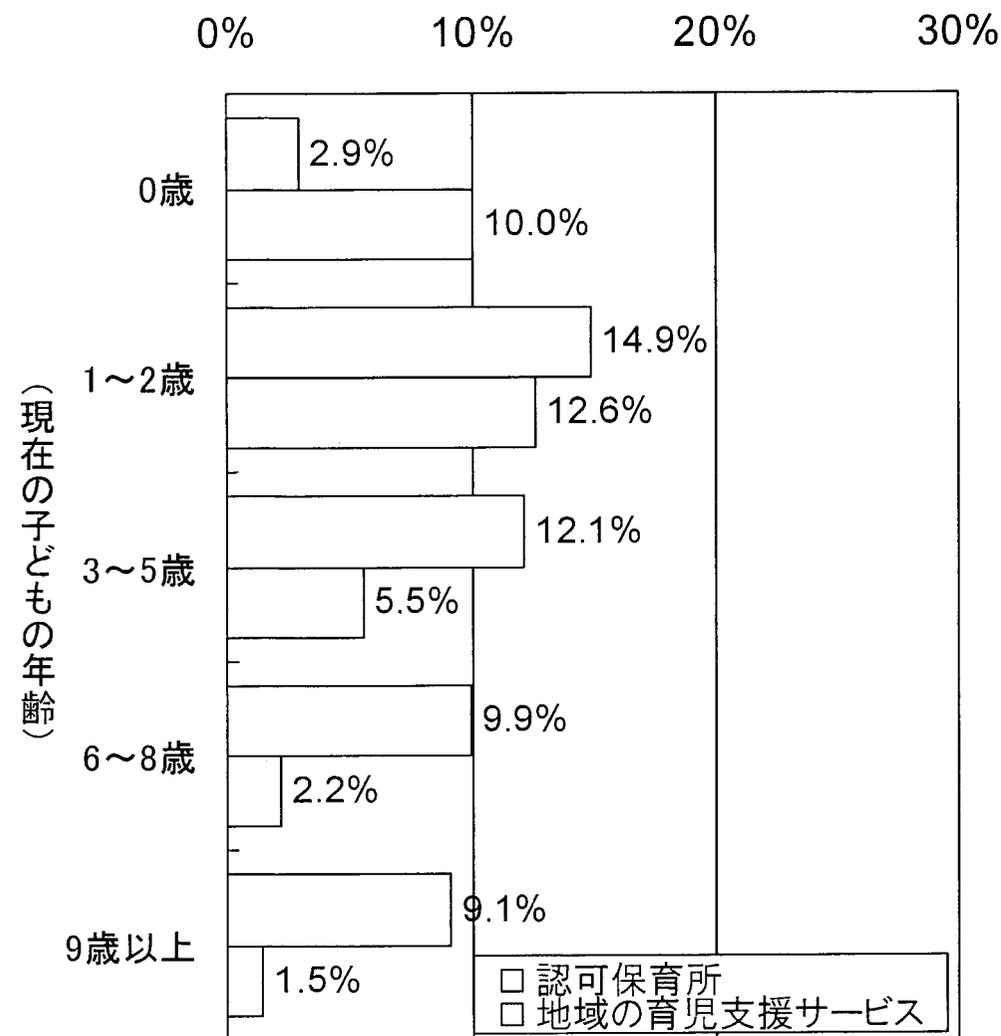
(市町村の情報提供等)

第21条の11 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

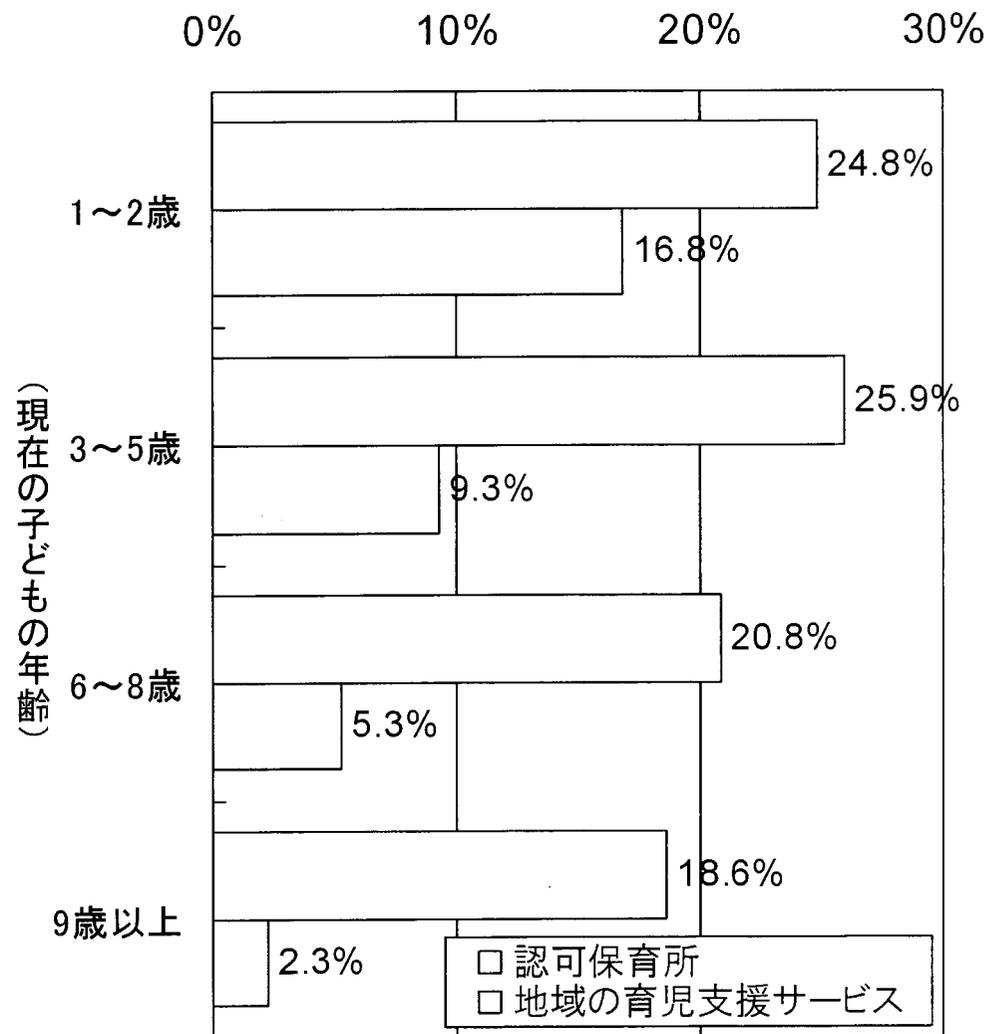
- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

各種子育て支援サービスの利用状況(その1)

○子どもが0歳の時に利用したサービス



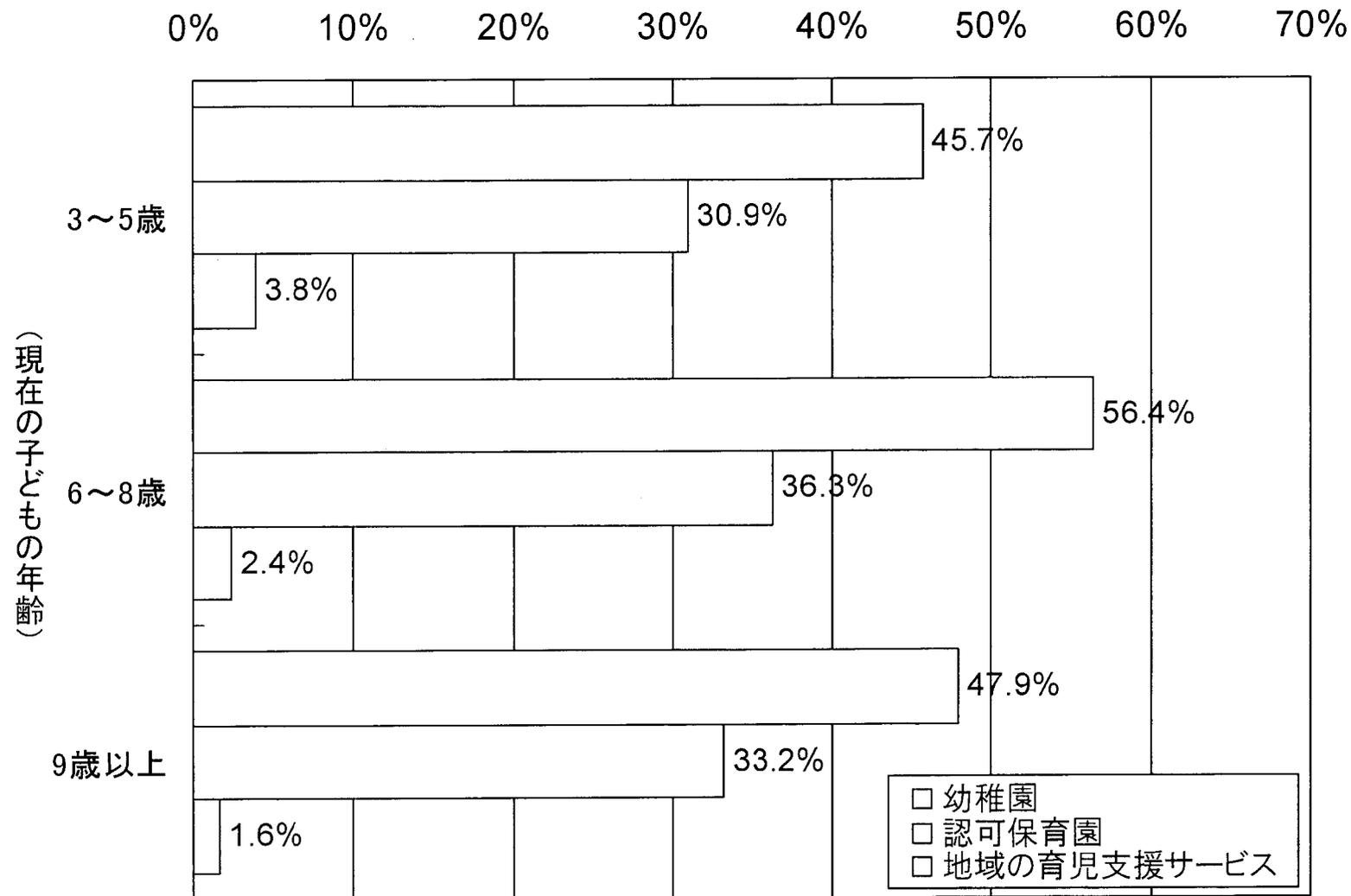
○子どもが1~2歳の時に利用したサービス



(資料)厚生労働省「社会保障に関する公私機能分担調査報告書」(平成15年)

各種子育て支援サービスの利用状況(その1)

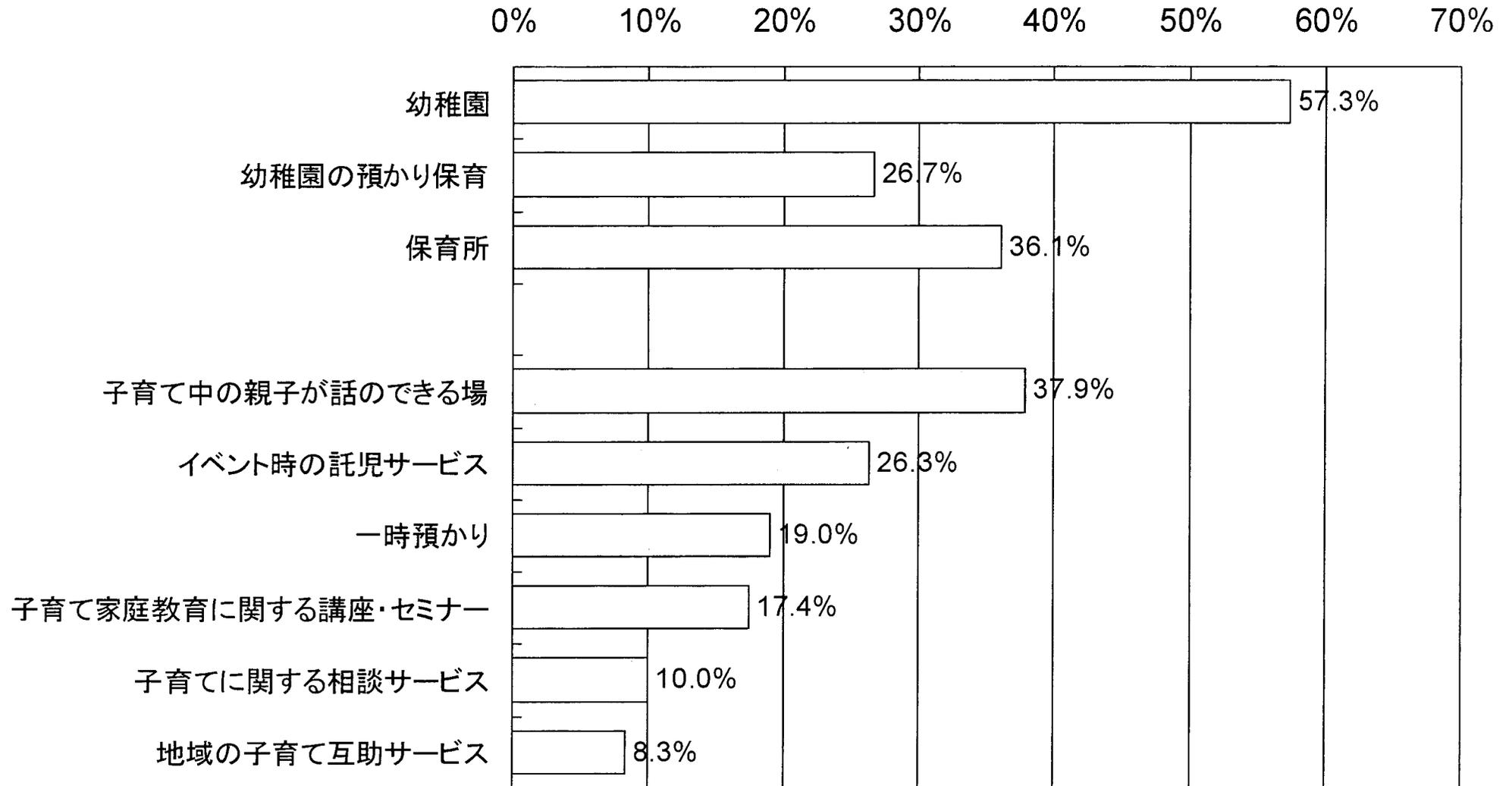
○子どもが3歳～小学校入学前に利用したサービス



(資料)厚生労働省「社会保障に関する公私機能分担調査報告書」(平成15年)

各種子育て支援サービスの利用状況(その2)

○利用している・利用したことがあるサービス(未就学児の母親)



(資料)UFJ総合研究所「子育て支援策などに関する調査研究報告書」(平成15年3月)

平成17年度子育て支援関係事業実績（都道府県別）

	50～75%			
	①地域の子育て支援拠点 (つどいの広場事業、地域 子育て支援センター事業)	②一時・特定保育事業	③ファミリー・サポ ート・センター事業	④育児支援家庭訪問事業
北海道	28.4%	26.8%	5.6%	5.6%
青森県	54.3%	68.2%	7.5%	7.5%
岩手県	33.3%	48.0%	20.0%	11.4%
宮城県	27.4%	22.4%	19.4%	25.0%
秋田県	39.1%	56.4%	12.0%	8.0%
山形県	38.1%	53.2%	25.7%	31.4%
福島県	21.7%	30.8%	9.8%	9.8%
茨城県	53.4%	51.3%	22.7%	34.1%
栃木県	33.1%		21.2%	12.1%
群馬県	48.3%	66.1%	17.9%	12.8%
埼玉県	41.5%	58.3%	47.9%	26.8%
千葉県	29.8%	43.9%	25.0%	21.4%
東京都	8.9%	57.1%	72.6%	33.9%
神奈川県	34.1%		51.4%	37.1%
新潟県	52.5%		28.6%	14.3%
富山県	41.7%		53.3%	26.7%
石川県	67.6%		10.5%	52.6%
福井県	49.4%		0.0%	35.3%
山梨県	40.2%	51.5%	13.8%	51.7%
長野県	42.5%	67.4%	9.9%	14.8%
岐阜県	47.9%	56.8%	23.8%	26.2%
静岡県			33.3%	19.0%
愛知県	27.7%	33.1%	48.4%	40.6%
三重県	47.1%	28.5%	34.5%	27.6%
滋賀県	45.0%	64.0%	26.9%	23.1%
京都府	37.0%	45.3%	28.6%	42.9%
大阪府	42.9%		69.8%	41.9%
兵庫県	21.0%	67.4%	36.6%	22.0%
奈良県	32.7%	42.1%	10.3%	20.5%
和歌山県	22.8%	16.9%	10.0%	6.7%
鳥取県	71.7%	55.0%	36.8%	10.5%
島根県	34.3%		47.6%	33.3%
岡山県	45.7%		31.0%	24.1%
広島県	32.7%	70.1%	39.1%	34.8%
山口県	50.0%		45.5%	22.7%
徳島県	34.8%		16.7%	12.5%
香川県	68.8%	73.8%	0.0%	29.4%
愛媛県	31.0%	55.2%	20.0%	10.0%
高知県	23.5%	13.6%	2.9%	8.6%
福岡県	26.1%	60.0%	17.4%	23.2%
佐賀県	29.8%	96.8%	8.7%	13.0%
長崎県	40.5%	96.3%	8.7%	47.8%
熊本県	57.1%	87.2%	20.8%	12.5%
大分県	31.0%	50.3%	27.8%	27.8%
宮崎県	26.6%	74.1%	6.5%	12.9%
鹿児島県	20.4%	35.1%	4.1%	14.3%
沖縄県	32.1%	85.9%	9.8%	29.3%
合計	35.9%	61.5%	23.7%	21.7%

※①②については実施か所数÷公立中学校数（H18.5.1時点）、③④については実施市町村数÷都道府県内市町村数（H18.3.31時点）により算出。

平成17年度子育て支援関係事業実績（石川県）

	① 地域の子育て支援拠点 （つどいの広場事業、地域子育て支援センター事業）	② 一時・特定保育事業	③ ファミリー・サポート・センター事業	④ 育児支援家庭訪問事業
	50.0%	100.0%	○	○
金沢市	50.0%	100.0%	○	○
七尾市	77.8%	200.0%	×	×
小松市	80.0%	200.0%	○	○
輪島市	14.3%	85.7%	×	×
珠洲市	25.0%	0.0%	×	×
加賀市	66.7%	83.3%	×	×
羽咋市	50.0%	200.0%	×	○
かほく市	66.7%	66.7%	×	×
白山市	53.8%	61.5%	×	○
能美市	100.0%	66.7%	×	×
川北町	100.0%	66.0%	×	×
野々市町	80.0%	150.0%	×	○
津幡町	200.0%	200.0%	×	○
内灘町	200.0%	100.0%	×	○
志賀町	33.3%	0.0%	×	×
宝達志水町	0.0%	0.0%	×	○
中能登町	100.0%	100.0%	×	×
穴水町	50.0%	50.0%	×	×
能登町	20.0%	0.0%	×	×
合計	67.6%	166.7%	2	8

※①②については実施か所数÷公立中学校数（H18.5.1時点）、③④については○は実施、×は未実施。

平成17年度子育て支援関係事業実績（東京都）

	50～75%			
	①地域の子育て支援拠点 (つどいの広場事業、地域 子育て支援センター事業)	②一時・特定保育事業	③ファミリー・サポ ート・センター事業	④育児支援家庭訪問事業
千代田区	0.0%	20.0%	○	×
中央区	0.0%	0.0%	○	×
港区	10.0%	20.0%	○	○
新宿区	27.3%	12.7%	○	○
文京区	0.0%	18.2%	×	×
台東区	0.0%	25.0%	○	×
墨田区	7.7%	7.7%	○	×
江東区	4.5%	36.4%	○	×
品川区	5.6%	14.3%	○	○
目黒区	20.0%	0.0%	○	○
大田区	3.6%	0.0%	○	×
世田谷区	6.5%	12.9%	×	○
渋谷区	7.5%	25.0%	○	○
中野区	0.0%	14.3%	○	○
杉並区	0.0%	43.5%	○	○
豊島区	0.0%	0.0%	○	○
北区	0.0%	0.0%	○	○
荒川区	0.0%	10.0%	○	×
板橋区	13.0%	13.0%	○	○
練馬区	8.8%	5.9%	○	×
足立区	0.0%	5.4%	○	○
葛飾区	4.2%	62.5%	○	×
江戸川区	21.2%	0.0%	○	×
八王子市	7.9%	34.2%	○	○
立川市	0.0%	0.0%	○	○
武蔵野市	0.0%	0.0%	×	○
三鷹市	14.3%	0.0%	○	○
青梅市	9.1%	72.7%	×	×
府中市	0.0%	0.0%	○	×
昭島市	33.3%	0.0%	○	×
調布市	0.0%	0.0%	○	○
町田市	40.0%	0.0%	○	○
小金井市	0.0%	0.0%	○	×
小平市	25.0%	0.0%	○	×
日野市	25.0%	0.0%	○	○
東村山市	0.0%	0.0%	○	×
国分寺市	0.0%	40.0%	○	×
国立市	0.0%	66.7%	○	×
福生市	0.0%	0.0%	×	×
狛江市	0.0%	0.0%	○	×
東大和市	0.0%	40.0%	×	×
清瀬市	20.0%	0.0%	○	○
東久留米市	14.3%	0.0%	○	×
武蔵村山市	20.0%	40.0%	○	×
多摩市	0.0%	0.0%	○	○
稲城市	0.0%	0.0%	○	×
羽村市	66.7%	0.0%	○	×
あきる野市	16.7%	50.0%	○	×
西東京市	0.0%	66.7%	○	×
瑞穂町	0.0%	0.0%	○	×
日の出町	0.0%	0.0%	×	×
檜原村	0.0%	0.0%	×	×
奥多摩町	0.0%	0.0%	×	×
大島町	0.0%	100.0%	×	×
利島村	0.0%	0.0%	×	×
新島村	0.0%	0.0%	×	×
神津島村	0.0%	0.0%	×	×
三宅村	0.0%	0.0%	×	×
御蔵島村	0.0%	0.0%	×	×
八丈町	0.0%	0.0%	×	×
青ヶ島村	0.0%	0.0%	×	×
小笠原村	0.0%	0.0%	×	×
合計	8.9%	57.1%	44	21

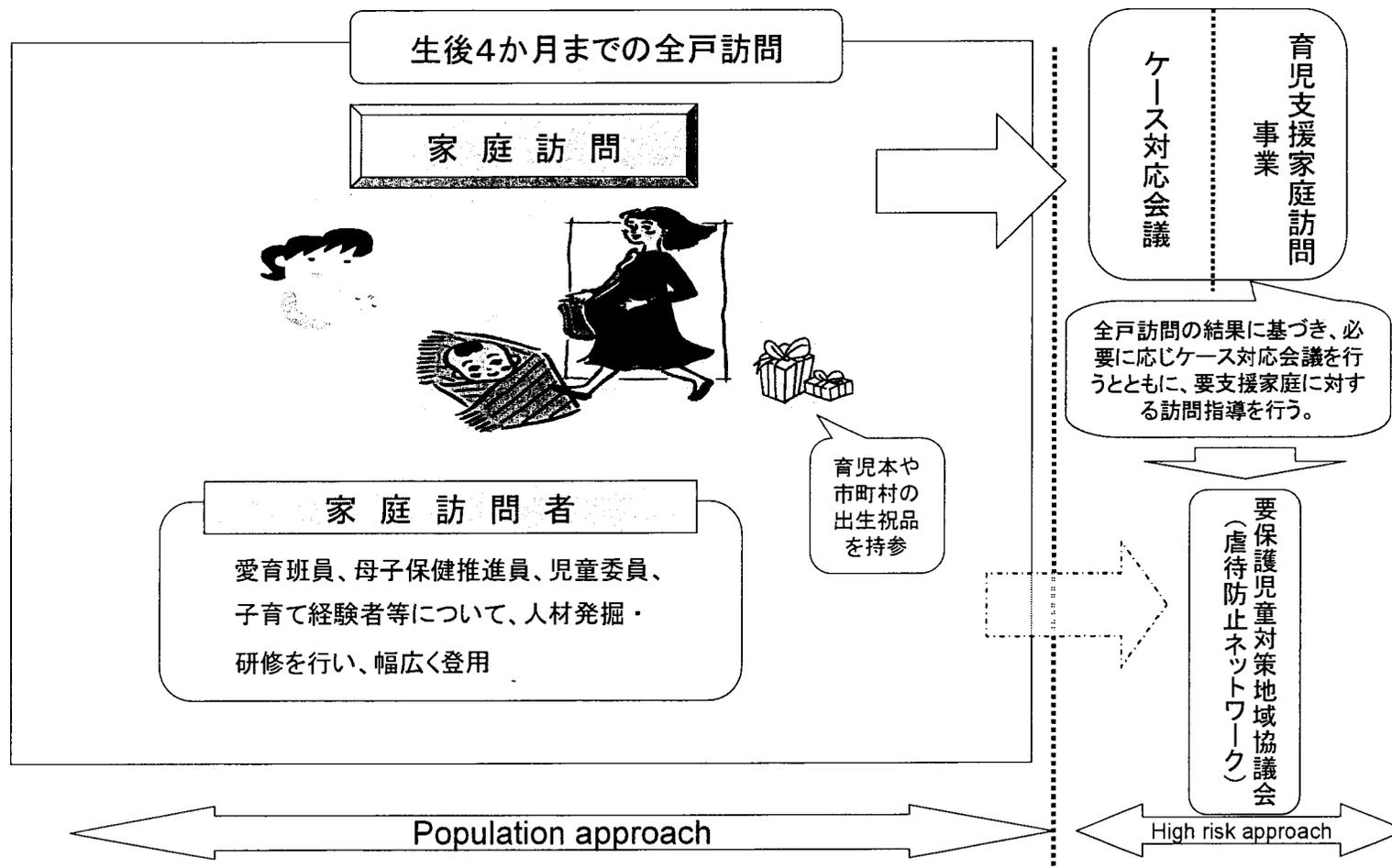
※1/2については実施か所数÷公立中学校数（H18.5.1時点）、3/4については○は実施、×は未実施。

※①地域の子育て支援拠点については、東京都単独事業により実施されている「子ども家庭支援センター」は含まない。

生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)

○生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

○このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保する。



地域における子育て支援拠点の整備について

地域の子育て支援拠点

つどいの広場事業(17年度 480か所)

主に乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことによって、精神的な安心感をもたらし、問題解決の糸口となる機会を提供するため、拠点となる常設の場(週3日以上開設)を設け、子育て親子の交流やつどいの場の提供、子育て等に関する相談、情報提供、講習会等を実施する事業

地域子育て支援センター(17年度 3,149か所)

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、保育所等において保育士等の職員を配置して、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする事業

【子ども・子育て応援プラン】

地域における子育て支援の拠点の整備として、両者合わせて平成21年度 6,000か所の目標を設定(概ね10年後を展望した目指すべき社会の姿としては、中学校区(全国約1万)に1か所以上整備)

【市町村次世代育成支援行動計画】

21年度目標集計 つどいの広場1,862か所、地域子育て支援センター4,570か所 合計6,432か所

平成19年度予算における地域子育て支援拠点の拡充

地域における子育て支援の拠点となるつどいのひろば事業及び地域子育て支援センター事業について、児童館の活用も図り、新たに「地域子育て支援拠点事業」(「ひろば型」、「センター型」、「児童館型」として再編し、それぞれの機能を活かしながら、地域子育て支援拠点の拡充(「子ども・子育て応援プラン」の平成21年度目標値6,000か所の前倒し実施)を図る。

地域子育て支援拠点事業(平成19年度より)

	ひろば型	センター型	児童館型 (「民間児童館活動事業」の中で実施)
機能	常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施	民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。)社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可		
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供		②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・出張ひろばの実施(市町村直営の場合を除く。)(加算) (既にひろば事業を実施している主体が、翌年度の常設ひろば開設のステップとして、週1～2回出張ひろばを開設する場合に加算)</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算)</p> <p>①中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p> <p>②世代間や異年齢児童との交流の継続的な実施</p> <p>③父親サークルの育成など父親のグループづくりを促進する継続的な取組の実施</p> <p>④公民館、街区公園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組の実施</p>	<p>①～④の事業の実施に加え、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に向いた地域支援活動を実施</p> <p>・地域支援活動の実施</p> <p>①公民館や公園等地域に職員が出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施</p> <p>②地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応</p>	<p>①～④の事業を児童館の学齢児が来館する前の時間を活用し、子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算)</p> <p>○ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	保育士等(2名以上)	
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	保育所、医療施設等で実施するほか、公共施設等で実施	
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日、1日5時間以上	週5日以上 1日5時間以上	
		児童館 週3日以上 1日3時間以上	

※地域子育て支援センター(小規模型)については、3年間の経過措置期間内(平成21年度末まで)に、ひろば型かセンター型へ移行

一時保育(一時預かり)事業の充実(平成19年度より)

子育ての負担感が大きいといわれる在宅子育て家庭等に対する支援の一環として、従来保育所で行っていた一時保育等の拡充に加えて、利便性の高い場所や一時預かりの需要の高い場所等で一時預かりサービスを安定的かつ効率的に実施するために、パイロット事業を実施する。

一時保育促進事業

保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消などのための緊急・一時的な保育サービスを提供

特定保育事業

親の就労形態の多様化や育児の孤立化に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、週2,3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供

在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業(創設)

従来の保育所での一時保育に加えて、実施要件を緩和し、駅周辺、商業施設内などの利便性の高い場所又は一時預かりの需要の高い場所等でパイロット事業を実施して、安全性、効率性、安定性などについての検証を実施



平成19年度 30市において実施予定

(パイロット事業)

(現行一時保育)

【実施主体】

市町村 又は
市町村が適切と認めた者

市町村 又は
保育所を経営する者

【職員配置】

職員2名以上
(うち1名は保育士)

保育所:保育士
1名以上
保育所以外:保育士
2名以上

【補助単価】

時間単価

日額単価

子育てパパ応援事業(平成19年度事業)

父親が主体となった子育て支援活動に対する支援など、地域ぐるみで父親の育児参加を推進する取組みを実施

父親が主体となった子育て支援活動への支援

父親サークルの育成、父親のための子育てサロン、父親学級、プレパパ講座等の実施

商工会などとも連携した父親育児参加シンポジウムの開催

父親シンポ、フォーラム・メッセ等の開催

父親支援のための子育て支援者研修等の実施

上記のような取組みを、関係機関や市民団体と連携して実施した市町村に対して、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の算定上一定のポイントを加算